

## 日本アンチ・ドーピング規程違反者の処分について

去る2019年（平成31年）2月に開催された「第23回ジャパンクラシックパワーリフティング選手権大会」において、神奈川県パワーリフティング協会に所属する松尾賢太朗選手（筋トレクラブまっちゃん所属）は、ドーピング検査の結果が陽性となり、日本アンチ・ドーピング規程に違反したことが明らかになったことから、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という）より、令和元年5月7日付で処分の決定がなされた。

JADAの処分内容を踏まえ、JPAとしても「ドーピング防止規程」に基づいて、6月9日の理事会で、下記の通り、当該選手に対する処分を決定した。

### 記

- (1) JADAが「第23回ジャパンクラシックパワーリフティング選手権大会における競技者のすべての個人成績は失効し、かつ、獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される」と決定したことを受け、当該大会での83kg級1位の順位及び記録は無効として抹消する。これに伴い、選手は速やかにメダル、賞状等をJPAに返還しなければならない。
- (2) JADAが「2019年4月8日から4年間の資格停止とする」と決定したことを受けて、この期間、国内外のパワーリフティング競技会に選手として参加すること及び参加の申し込みを禁止する。既に参加申し込みをしている場合は、速やかに取り下げしなければならない。
- (3) 上記の資格停止期間における活動禁止等については、次の通りとする。
  - ① IPF公認競技会、JPA公認競技会において、競技会会場への出入り禁止、運営参加や補助、セコンドを含む選手支援、協力等の他、JPA登録選手や公認審判員との関わりを禁止する。
  - ② 審判資格を有する場合、上記の期間、審判資格の停止と一切の競技会での審判活動を禁止する。又、審判資格を有していない場合、当該期間、審判講習会の受講及び3級公認審判員試験の受験を禁止する。
  - ③ JPA及び加盟団体が主催するパワーリフティング、ベンチプレス等に関する各種の講習会、研修会等への参加を禁止する。
  - ④ スポーツに関連する各種の機関から資金援助を受けることを禁止する。
- (4) 「ドーピング防止規程」第9条第5項の規定に基づいて、次の通り制裁金を課す。
  - ① 選手個人への制裁金は、20万円。
  - ② 「筋トレクラブまっちゃん」への制裁金は、5万円。
- (5) 以上の処分又は制裁措置に従っていないことが判明した場合、JPAは新たな処分又は制裁措置を検討する。

以上

令和元年6月13日

(公社) 日本パワーリフティング協会